

第51期

定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日～2022年3月31日

開催日時

2022年6月17日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時20分）

開催場所

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン
3階 「カシオペア」

(末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。)



本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただ
けます。
<https://p.sokai.jp/4973/>



目 次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役6名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）及 び使用人に対して特に有利な条件 によりストックオプションとして 発行する新株予約権の募集事項の 決定を当社取締役会に委任する件	
(添付書類)	
事業報告	16
計算書類	29
監査報告書	32

証券コード 4973
2022年6月2日

株 主 各 位

東京都練馬区北町三丁目10番18号
日本高純度化学株式会社
代表取締役
会 長 渡 辺 雅 夫

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。感染拡大防止のため、事前に書面(郵送)又はインターネット等により議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年6月16日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2022年6月16日（木曜日）午後5時45分までに議決権をご行使ください。

敬 具

【インターネット上のウェブサイトでの開示について】

本招集ご通知に添付すべき書類のうち次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

1. 事業報告の会社の新株予約権等に関する事項
2. 計算書類の個別注記表

なお、監査役及び会計監査人が監査した計算書類及び監査役が監査した事業報告は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の「会社の新株予約権等に関する事項」及び「個別注記表」とで構成されています。

当社ウェブサイト <https://www.netjpc.com/>

記

日 時	2022年6月17日（金曜日） 午前10時 （受付開始 午前9時20分）
場 所	東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 ホテルメトロポリタン 3階 「カシオペア」 （末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）
目 的 事 項	報告事項 第51期（自2021年4月1日至2022年3月31日）事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）及び使用人に対して特に有利な条件によりストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお代理人は、当社定款第16条により本株主総会において議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて掲載させていただきます。（<https://www.netjpc.com/>）
- 新型コロナウイルス等の感染予防のため、当日の運営スタッフはマスク・手袋を着用して対応させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月17日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時20分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月16日（木曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月16日（木曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 0000000000 議決権行使額 0000000000 股

日本高純度化学株式会社 外中

私は、2022年6月17日開催の貴社第51期定時株主総会（郵送または出席を含む）における議決権につき、右記（賛否を○印で表示）の通り議決権を行使します。

2022年6月 日

有議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

日本高純度化学株式会社

見本

10720000000000000000 K1T-00000001#

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

お 願 い

1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、2022年6月16日午後5時45分までにお返送ください。

2. 第2号議案の賛否を二表の欄、一部の候補者につき賛否を三表の欄に記入し、株主総会参考書類に記載の当該候補者の番号をご記入ください。

3. 賛成の二表は、有効のボールペンにより、はきり印を記入してください。

4. 議決権をインターネットで行使される場合は、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトへアクセスし、2022年6月16日午後5時45分までにご確認ください。この場合、議決権行使書を送られる必要はありません。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトQRコード

日本高純度化学株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第3号、第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

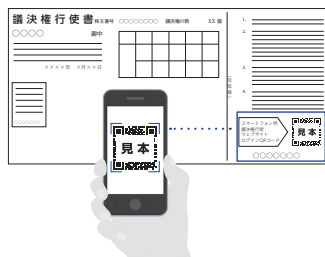
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

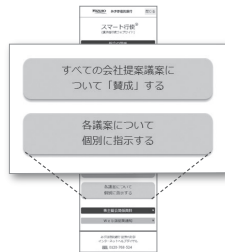
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

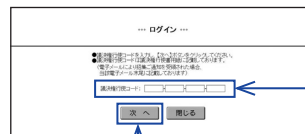
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

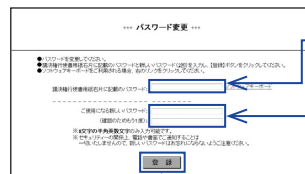
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (2) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。	第3章 株主総会 (削 除) 第14条（電子提供措置等） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(附則) 1 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第14条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案

取締役6名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現取締役5名全員は任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	候補者の有する 当 社 の 株 式 数
1	再任 わた なべ まさ お 渡 辺 雅 夫 (1940年1月26日生)	1965年4月 日本トレーディング株式会社入社 1977年10月 同社機械建設本部 部長代理 1986年5月 当社入社 取締役社長 1999年5月 代表取締役社長 2009年6月 代表取締役会長 2020年4月 代表取締役会長兼社長 2022年4月 代表取締役会長（現任）	45,800株
	＜取締役候補者とした理由＞ 渡辺雅夫氏は、企業経営者としての豊富な経験を活かし、当社の発展に貢献してまいりました。引き続き豊富な経験と実績、強いリーダーシップと決断力のもと、さらなる当社の活性化に貢献することを期待して、取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	再任 こ じま とも ゆき 小 島 智 敬 (1972年8月9日生)	1996年4月 当社入社 2014年10月 経営企画部部長代理 兼 事業企画部部長代理 2016年4月 経営企画部長 2016年8月 経営企画部長 兼 製造部長 2019年4月 経営企画部長 兼 品質保証部長 2020年6月 取締役経営企画部長兼品質保証部長 2021年6月 常務取締役 2022年4月 代表取締役社長（現任）	20,400株
	＜取締役候補者とした理由＞ 小島智敬氏は、入社以来、技術部門・品質保証部門・経営企画部門等に携わり、会社に貢献してまいりました。当社の企業価値の持続的向上に資する者として期待できるため、取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	新任 わた なべ もとき 渡 邊 基 (1960年9月25日生)	1983年4月 富士通株式会社入社 2004年10月 同社プロダクト事業推進本部第二経理部長 2008年6月 同社経営監査部長代理 2010年6月 同社経営監査本部長 2012年4月 株式会社富士通システムズ・イースト取締役CFO 2014年6月 株式会社富士通マーケティング取締役執行役員常務CFO 2020年10月 富士通Japan株式会社執行役員CFO 2021年4月 同社取締役執行役員常務CFO 2022年4月 当社顧問（現任）	0株
<取締役候補者とした理由> 渡邊基氏は、他の会社で培った財務・経理の知識、経験並びにリスクマネジメントやコーポレート・ガバナンスに関する知見を当社の経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的向上に資する者として期待できるため、取締役としての選任をお願いするものであります。			
4	再任 社外取締役 独立役員 はやし けん じ ろう 林 健 二 郎 (1940年1月17日生)	1962年4月 野村證券株式会社入社 1965年4月 株式会社野村総合研究所入社 1993年6月 同社代表取締役副社長 2000年6月 NRIデータサービス株式会社顧問 2003年6月 当社社外監査役 2019年6月 社外取締役（現任）	6,000株
<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割> 林健二郎氏は、経済、金融全般に精通した知識、経験があり、当社の経営に活かしていただきたいため社外取締役としての選任をお願いするものであります。 同氏には引き続き社外取締役として、経済に関する幅広い知識、経験を活かし、当社の中長期的な企業価値の向上のため、独立した立場から当社の経営を監督いただくことを期待しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
5	再任 社外取締役 独立役員 おお はた やす とし 大 畑 康 壽 (1951年8月28日生)	2006年9月 みずほキャピタルパートナーズ株式会社代表取締役 2011年4月 株式会社アバージェンス代表取締役 2011年11月 株式会社ウエストホールディングス代表取締役社長 2012年4月 株式会社アバージェンス監査役（現任） 2012年9月 株式会社カワニシホールディングス取締役 2015年9月 同社常務取締役 2016年1月 株式会社エクソーラメディカル代表取締役社長（現任） 2017年9月 株式会社カワニシホールディングス専務取締役 2019年6月 当社社外取締役（現任） 2020年9月 オルバヘルスケアホールディングス株式会社専務執行役員（現任）	2,500株
<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割> 大畑康壽氏は、国際ビジネスと金融ビジネス並びに企業経営に関する幅広い知識と豊富な経験を、当社の経営に活かしていただきたいため社外取締役としての選任をお願いするものであります。 同氏には引き続き社外取締役として、企業経営に関する幅広い知識、経験を活かし、当社の中長期的な企業価値の向上のため、独立した立場から当社の経営を監督いただくことを期待しております。			
6	新任 社外取締役 独立役員 かわ しま いさむ 川 島 勇 (1959年2月20日生)	1981年4月 日本電気株式会社入社 2009年4月 同社経理部長 2011年6月 同社取締役 兼 経理部長 兼 財務内部統制推進部長 2011年7月 同社取締役執行役員CFO 2015年4月 同社取締役執行役員常務CFO 2017年4月 同社代表取締役執行役員常務CFO 2018年6月 同社常勤監査役（現任） 2020年11月 公益財団法人日本監査役協会副会長 会計委員会委員長（現任）	0株
<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割> 川島勇氏は、事業会社の経営者としての豊富なマネジメントの経験や知識に加えて、財務・会計の豊富な知識・経験を当社の経営に活かしていただきたいため社外取締役としての選任をお願いするものであります。 同氏には社外取締役として、企業経営・経営戦略に関する幅広い知識、経験を活かし、当社の中長期的な企業価値の向上のため、独立した立場から当社の経営を監督いただくことを期待しております。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 林健二郎氏は、現在当社の社外取締役であり、就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
3. 大畑康壽氏は、現在当社の社外取締役であり、就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

4. 当社は、林健二郎氏、大畑康壽氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 川島勇氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の役員等がその職務の遂行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）。各候補者が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査体制の強化・充実を図るため、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位又は重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
新任 社外監査役 独立役員 はやし ひろ し 林 博 司 (1960年2月9日生)	1983年4月 富士通株式会社入社 2006年6月 同社総務人事本部グローバル人事部長 2014年4月 同社人事本部長 2015年4月 同社常務理事人事本部長 2016年4月 同社執行役員人事本部長 2018年4月 同社執行役員常務CHRO/CHO兼 人事本部長 2019年6月 同社シニアアドバイザー	0株
<社外監査役候補者とした理由> 林博司氏は、国際ビジネスや海外経験、人材開発に精通した知識、経験を当社の監査に活かしていただくため社外監査役としての選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 林博司氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の役員等がその職務の遂行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役・監査役スキルマトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

(敬称略)

	渡辺(雅)	小島	渡邊(基)	林(健)	大畑	川島	山本	徳岡	横松	林(博)
企業経営・ 経営戦略	○	○	○	○	○	○		○	○	○
海外経験・ グローバルビジネス	○		○		○	○	○			○
法務・ リスクマネジメント			○			○			○	
財務・会計			○	○	○	○	○			
人材開発		○		○				○		○
営業・ マーケティング	○	○						○		
技術・開発		○							○	
モノづくり (生産・品質)		○							○	
IT(情報技術)		○						○		
ESG(環境・社会 ・ガバナンス)	○	○	○	○	○	○	○			○

取締役（社外取締役を除く。）及び使用人に対して特に有利な条件により ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役 会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）及び使用人に対してストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、対象取締役に対する新株予約権の無償発行は、取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、また、その額が確定していないため、報酬として割当てる新株予約権の算定方法も併せてご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、対象取締役及び使用人に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

対象取締役及び使用人

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式30,000株を上限とする。

なお、当社が株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\frac{\text{調整後株式数}}{\text{調整前株式数}} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

(3) 発行する新株予約権の総数

300個を上限とする。（新株予約権1個につき普通株式100株。ただし前項（2）に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使の場合を除く。）又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

(6) 新株予約権行使期間

2024年7月1日から2027年6月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は使用人たる地位にあることを要すが、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、その地位を喪失した後1年間はこの限りではない。

②新株予約権の相続は認められない。

③新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、(7)①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合においては増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する会社又は合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(12) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(14) その他の条件は、本総会後に開催される取締役会決議により定める。

3. 取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社の取締役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて算定いたします。なお、第2号議案「取締役6名選任の件」をご承認いただいた場合、割当を受ける対象取締役は3名となります。対象取締役への新株予約権の割当数は、120個を上限とし、その新株予約権の公正価額の総額を含めた取締役の報酬額は、2013年6月21日開催の第42期定時株主総会においてご承認いただいた「年額300,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）」とします。

4. 本議案の内容が相当である理由

当社が新株予約権を発行する目的等については、上記1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由をご参照ください。

当社は2021年2月19日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告23頁に記載のとおりであります。本議案に基づく新株予約権の付与は当該方針に沿うものであり、また、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は0.47%とその希釈化率は軽微であることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

以 上

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期の世界経済は新型コロナウイルスの相次ぐ変異株の流行で感染第5波に次ぐ第6波に見舞われましたが、ワクチン接種の進展で期末にかけて一部の国を除いて感染拡大が一巡し、経済活動が徐々に正常化に向かいつつあります。こうした中で世界の在庫投資と設備投資が回復に転じ、多くの国が新型コロナ前の実質GDPの水準を回復するなど明るさが広がりました。一方、半導体やエネルギーなどの供給不足と物流網の混乱で需要と供給のミスマッチから石油はじめ国際商品価格の高騰が始まり、一次産品のネット輸出国と輸入国との間で景気の明暗が分かれ、とくに資源をほとんど海外からの輸入に依存する日本は交易条件の悪化で景気回復が遅れ、水面下の回復に留まりました。期末にはロシアのウクライナ侵攻で国際商品価格が一段と高騰し、消費者物価が上昇に転じる中で、米国が利上げに踏み切り、米中対立に加えてロシアに対する経済制裁の強化による世界経済の分断化やスタグフレーションへの懸念から、世界の株価が調整色を強めるなど景気の先行きに対する不安が高まるに至りました。

電子部品業界におきましては、5G対応スマートフォンとその基地局整備、ITインフラのリモート運用やクラウドサービスの利用拡大に伴うデータセンター関連、および工場や医療などのデジタルトランスフォーメーション向けIoTデバイスの需要に支えられ、おおむね堅調に推移しました。一方、車載用電子部品については、自動車の堅調な需要動向に対して、半導体の供給不足を解消できず、自動車の生産面に影響を与えました。

当社におきましては、プリント基板・半導体搭載基板用めっき薬品の販売が、5G対応スマートフォン、データセンター関連の需要により、引き続き堅調に推移しました。

コネクタ用めっき薬品の販売については、車載向けで減産の影響を受けたものの、5G対応スマートフォン向けなどの需要増加に支えられ、堅調に推移しました。

リードフレーム用めっき薬品の販売については、IoTデバイスの旺盛な需要と貴金属パラジウムの在庫確保の前倒し注文により順調に推移しました。

その結果、売上高は18,714百万円(前期比12.6%増)、営業利益は1,201百万円(前期比25.8%増)、経常利益は1,339百万円(前期比25.2%増)、当期純利益は974百万円(前期比23.2%増)となりました。

最終用途品目別の状況は次のとおりであります。

(プリント基板・半導体搭載基板用)

スマートフォン向けのプリント基板や半導体パッケージ基板に適用される貴金属めっき薬品は、5G対応スマートフォン、データセンター関連の需要により堅調に推移し、売上高は5,978百万円と前期比0.6%の増収となりました。

(コネクタ・マイクロスイッチ用)

マイクロコネクタ用硬質金めっき薬品の販売については、スマートフォン向けなどの需要が堅調に推移し、売上高は2,983百万円と前期比5.8%の増収となりました。

(リードフレーム用)

リードフレーム用パラジウムめっき薬品の販売は、貴金属価格の高騰に伴い、引き続き売上増に寄与しました。売上高9,617百万円と前期比24.7%の増収となりました。

(その他)

時計装飾用等の売上高は134百万円と前期比6.6%の減収となりました。

(2) 設備投資等の状況

重要な設備投資等はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①技術開発力の強化

当社の競争相手は、貴金属めっき薬品業界だけでなく卑金属めっき薬品業界も含みます。したがって、貴金属めっき技術分野ではタイムリーな改良に対応できる技術開発力及び車載向けや産業機械向け等の新用途開拓に向けた技術力向上、さらに貴金属／卑金属にこだわらず、業界として技術的に未完成なテーマを厳選して完成に向けた開発を推進していくことが重要と考えます。

さらに当社は、めっきで培った酸化還元（Redox）の技術を活かし、既存の事業領域だけでなく新しい事業領域の創出を目指しており、中長期ビジョンRDD2030*のもと、中期経営計画のなかで具体的に推進してまいります。したがって、従来のめっきだけに留まらない柔軟な思考力と技術開発力が必要となります。

そのためには、当社の数倍の技術陣容を有する競合めっき薬品メーカーにも対抗できるユニークな発想を持つ技術陣の育成が必要となります。引き続き、新分野に積極的にチャレンジする人材、資質の高い人材の採用と育成により、技術陣のレベルアップを実現し、開発力の強化を図ってまいります。同時に、当社単独では困難な技術開発を効率的に実施していくため、最適な外部連携を図ってまいります。

*RDD2030 = Redox-innovation through Discovery & Development toward 2030

②営業力の強化

新型コロナウイルスを起因としたライフスタイルの変化、デジタルトランスフォーメーション向けIoTデバイス／データセンター関連の需要拡大、自動車関連におけるEV化/自動運転化に向けた取り組み等の社会動向に伴い、半導体をはじめ、半導体搭載基板、プリント基板、コネクタ等におけるハイエンド電子部品の需要が高まっているのと同時に、より高性能、高品質のめっき薬品が求められています。この市場におけるシェア拡大が当社の成長戦略のベースと考え、国内、海外を問わず各アプリケーションのトップメーカーに対して当社製品の技術的優位性をもとにした拡販活動をパートナー企業と連携して行い、売上・利益の向上を目指します。

加えて、新しい市場、新しい事業分野への参入に向けたマーケティングを行い、デバイスメーカーと技術交流ができるような会社間ネットワーク構築の強化を行ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第48期 2019年3月期	第49期 2020年3月期	第50期 2021年3月期	第51期 2022年3月期
売上高	10,380,734	12,969,564	16,622,470	18,714,378
経常利益	1,155,247	1,165,180	1,069,778	1,339,829
当期純利益	844,011	858,127	790,519	974,201
1株当たり当期純利益 (円/銭)	146.36	148.58	136.53	166.80
総資産	11,799,178	12,645,016	16,149,849	16,868,491
純資産	10,220,001	10,750,939	13,249,584	14,243,616
1株当たり純資産額 (円/銭)	1,749.52	1,834.00	2,259.10	2,416.61

- (注) 1. 第51期の状況につきましては、前記(1)事業の経過及び成果に記載のとおりであります。
2. 単位未満は切り捨てて表示しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

当社は、電子部品のプリント基板(パッケージ基板を含む。)、コネクタ及びリードフレーム等の接点・接続部位に使用される貴金属めっき薬品の開発、製造及び販売を主な事業内容としております。特にプロセスアドバイス及びアフターフォロー等までも含めた総合的な提案・提供を行っており、ユーザーのニーズに密着した製品の開発、製造及び販売に努めております。

(8) 主要な営業所及び工場(2022年3月31日現在)

本社及び工場 東京都練馬区北町三丁目10番18号

(9) 従業員の状況(2022年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
44 名	3 名減	38.2 歳	11.7 年

(注) 上記従業員数には、嘱託社員3名及びパートタイマー5名は含まれておりません。

- (10) 主要な借入先（2022年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (11) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (12) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (13) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (14) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。
- (15) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 24,640,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,854,381株（自己株式462,819株を除く）
 (3) 当期末株主数 4,353名
 (4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	664,000株	11.34%
光 通 信 株 式 会 社	434,000	7.41
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT — C L I E N T A C C O U N T	243,500	4.16
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	243,200	4.15
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	195,253	3.34
下 田 益 弘	189,300	3.23
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 0 0 1	158,400	2.71
公 益 財 団 法 人 J P C 奨 学 財 団	150,000	2.56
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	135,200	2.31
ワ タ ナ ベ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	118,300	2.02

- (注) 1. 当社は、自己株式462,819株を保有しておりますが、当該株式については会社法第308条第2項の規定により議決権を有しておりません。また、上記大株主から除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2021年6月18日開催の第50期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、同日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月16日付で取締役（社外取締役を除く。）3名に対し自己株式5,700株の処分を行っております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地位及び担当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長兼社長	渡 辺 雅 夫	
常 務 取 締 役	小 坂 悟	
常 務 取 締 役	小 島 智 敬	
取 締 役	林 健二郎	
取 締 役	大 畑 康 壽	(株)エクソーラメディカル代表取締役社長 オルバヘルスケアホールディングス(株)専務執行役員
常 勤 監 査 役	山 本 徳 男	関西ペイント(株)社外監査役
監 査 役	徳 岡 浩	(株)B e e X 社外取締役
監 査 役	横 松 勝 巳	

- (注) 1. 林健二郎氏、大畑康壽氏は社外取締役であります。
2. 山本徳男氏、徳岡浩氏、横松勝巳氏は社外監査役であります。
3. 取締役の林健二郎氏及び大畑康壽氏、監査役の山本徳男氏、徳岡浩氏、横松勝巳氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 常勤監査役 山本徳男氏は、他の会社で長年にわたり経理・経営企画等の業務や経営に携わっており、豊富な経験と財務・会計に関する十分な知見を有しております。
5. 当事業年度中の異動
2021年6月18日 常務取締役 清原敏三氏は任期満了により退任いたしました。
2021年6月18日 取締役相談役 清水茂樹氏は任期満了により退任いたしました。
6. 当事業年度末日の翌日以降における異動
2022年4月1日 渡辺雅夫氏は代表取締役会長兼社長から代表取締役会長に就任いたしました。
2022年4月1日 小島智敬氏は常務取締役から代表取締役社長に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬		株式報酬		
		基本報酬	業績報酬	譲渡制限付 株式報酬	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	135,271	77,790	38,394	11,901	7,185	5
社外取締役	11,781	11,400	－	－	381	2
計	147,052	89,190	38,394	11,901	7,567	7
監査役 (社外監査役を除く)	－	－	－	－	－	－
社外監査役	21,600	21,600	－	－	－	3
計	21,600	21,600	－	－	－	3

- (注) 1. 上表には、2021年6月18日開催の第50期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対する報酬等を含んでおります。
2. 2014年6月20日開催の第43期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し同総会終結後、引き続き在任する取締役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各役員の退任時に支給することを決議いただいております。

②当事業年度において支払った役員退職慰労金

2014年6月20日開催の第43期定時株主総会決議に基づき、当事業年度において退任した取締役1名に対し67,350千円を役員退職慰労金として支払いました。なお、この役員退職慰労金の額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2013年6月21日開催の第42期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役は2名）です。

また、上記報酬とは別枠で、2021年6月18日開催の第50期定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬限度額を年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、5名です。

監査役の報酬限度額は、2006年6月23日開催の第35期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

④役員報酬等の内容の決定に関する方針等

1. 決定方針

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は役員報酬規程等に定められており、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役の報酬は取締役会が指名報酬諮問委員会に一任した上で決定し、監査役の報酬は監査役の協議において決定することとしております。

2. 取締役報酬等の内容

取締役（社外取締役を除く。）の報酬額については、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に概ね8割から9割を金銭報酬（5割から6割を役位・役割に応じた基本報酬、3割程度を前年度業績・個人の成果査定により算出した短期の業績報酬）、1割から2割を中長期インセンティブとしての株式報酬で構成することとしております。

金銭報酬は月例の固定報酬とし、従業員給与及び賞与とのバランス、世間水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。

株式報酬は、譲渡制限付株式報酬と税制適格ストックオプションを導入し、役位・職責等を考慮しながら毎年一定の時期に付与することとしております。

社外取締役の報酬等の構成については、独立性を担保する等の観点から金銭の基本報酬のみとすることとしております。

金銭報酬の額及び株式報酬は、取締役会が指名報酬諮問委員会に一任した上で決定することとしております。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、報酬決定手続きの客観性と透明性を高めるため、各取締役の金銭報酬の額の決定を指名報酬諮問委員会に委任しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

指名報酬諮問委員会構成員

氏 名	地位及び担当
林 健 二 郎	社外取締役（委員長）
大 畑 康 寿	社外取締役
渡 辺 雅 夫	代表取締役会長兼社長

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役大畑康壽氏は、(株)エクソーラメディカルの代表取締役社長及びオルバヘルスケアホールディングス(株)の専務執行役員を兼任しております。当社と各兼任先との間には取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 林 健二郎	当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席し、経済に関する知見を活かし、専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会12回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や取締役の報酬の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 大 畑 康 壽	当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席し、企業経営に関する知見を活かし、専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会12回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や取締役の報酬の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 山 本 徳 男	当事業年度に開催された取締役会11回の全て、監査役会13回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 徳 岡 浩	当事業年度に開催された取締役会11回の全て、監査役会13回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 横 松 勝 巳	当事業年度に開催された取締役会11回の全て、監査役会13回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支給額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、EY新日本有限責任監査法人の報酬等について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断し、これに同意しました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関して次のとおり決議いたしました。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「企業行動規範」を制定し、取締役・使用人に法令遵守及び行動規範を周知徹底するために「コンプライアンス・オフィサー」を取締役会で選任し、「コンプライアンス・オフィサー」は、倫理・法令遵守の状況について取締役会に報告する。
 - (2) 監査役及び社外弁護士を通報窓口とする内部通報体制の整備を図り運営する。
 - (3) 執行部門から独立した社長直轄の「内部監査室」を設け、定期的を実施する内部監査を通じ職務の執行状況を把握し、法令・定款等に準拠し、適正、妥当かつ合理的に行われているか検証する。その監査結果を取締役会、監査役会に報告し、必要に応じ会計監査人にも報告を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に従い、取締役の職務に係る情報を文書に記録し保存する。
取締役及び監査役は文書管理規程により常時これらの文書を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 取締役1名を「リスク・マネジメント担当取締役」として取締役会で選任する。
 - (2) 取締役・監査役及びコンプライアンス・オフィサー等で構成する「リスク・マネジメント委員会」を設け、リスク管理体制の整備・充実を図る。
 - (3) 個々の重要リスク項目ごとに管理責任者を決定し、「リスク管理方針」、「危機管理方針」に基づき、リスク・マネジメント・マニュアルの整備と管理体制の構築を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会を原則月1回開催し、独立性の高い社外取締役及び社外監査役出席のもと重要事項の決定、業務執行状況の監督を行う。
 - (2) 取締役会での審議の充実を図るため、経営方針・経営戦略・経営計画等についての検討・付議を行う機関として、社内取締役、常勤監査役及び各部門長により構成される経営会議を設定する。
 - (3) 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において業務執行に係る責任と執行手続きを規定する。
 - (4) 社外取締役が過半数の「指名報酬諮問委員会」を設置し、意思決定の客観性と透明性を高める。
5. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役から要請があった場合には、取締役と監査役が協議のうえ当社の使用人の中から監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。配置された使用人は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事関係について取締役は、監査役と協議して行うこととする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役は、法定の事項に加え法令・定款違反があること、又は当社の業績に影響を与える重要な事項があることを発見したときは監査役に都度報告する。
 - (2) 使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款違反があることを発見したときは、監査役に直接報告ができるものとする。
 - (3) 監査役への社内通報システムの整備を図り、適切な体制を構築することにより、コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。監査役へ当該報告をしたことを理由とした不利益な取扱いを禁止し、その旨取締役・使用人に周知する。
7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
 - (1) 監査役は取締役会に加え経営会議その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。
 - (2) 監査役の過半数は社外監査役とし、監査の公正を確保する。
 - (3) 会計監査人が監査役にその監査計画及び監査実施状況の報告等を定期的に行うほか、内部監査室も内部監査結果を定期的に監査役に報告するなど、監査役、内部監査室及び会計監査人の3者の連携強化が図られる体制の確保に努める。
 - (4) 監査役の職務の執行に係る費用は会社が負担する。
8. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「企業行動規範」に定め基本方針としております。また必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図ります。

運用状況の概要

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための運用状況

取締役会を中心とした意思決定プロセスでの審議を充実させるため、取締役会で審議・決定される事項のうち、特に重要なものについては経営会議にて事前に検討し付議しております。重要な業務執行の決定を代表取締役社長に委任するとともに適正な職務執行権限委譲を実施し、迅速な職務執行に資するようにしております。指名報酬諮問委員会を設置し、当社の経営体制、後継者育成計画等についての提言を取締役会に行っております。
2. リスク管理等に関する運用状況

取締役・常勤監査役及びコンプライアンス・オフィサー等で構成する「リスク・マネジメント委員会」にて全体的なリスク管理を実施しております。リスクの管理状況は、適時、取締役会及び経営会議に報告しております。内部監査室は定期的に実施する内部監査を通じ職務の執行状況を把握し、法令・定款等に準拠し、適正、妥当かつ合理的に行われているか検証しています。その監査結果を取締役会、監査役会に報告

し、必要に応じ会計監査人にも報告を行っております。情報の保存及び管理について、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等は、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に保存しております。また、経営企画部を中心として社内各部署に対しコンプライアンス・リスク管理の徹底を図るため、適時、規程を見直し、社内基本規程の周知徹底の取り組みを推進しております。

3. 監査役への報告に関する体制の運用状況

常勤監査役は経営会議、リスク・マネジメント委員会等の重要な会議に出席し運用状況を確認しております。また、会計監査人が監査役にその監査計画及び監査実施状況の報告等を定期的に行うほか、内部監査室も内部監査結果を定期的に監査役に報告するなど、監査役、内部監査室及び会計監査人の3者の連携強化が図られる体制をとっております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、収益状況に応じた株主様への還元を行うこととする基本方針のもと、業績及び将来の事業展開と経営基盤強化に必要な内部留保資金等を勘案し実施します。

当社の経営基盤強化のための内部留保については十分な蓄積ができているものと考えております。また、中長期的成長路線は今後とも継続していく所存であります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。剰余金の配当の決定機関は、「会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議による。」旨を定款に定めているため、取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては上記基本方針のもと、中間配当金40円、期末配当金50円（普通配当40円、記念配当10円）、合わせて1株当たり90円といたしました。

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	8,306,770	流 動 負 債	550,935
現 金 及 び 預 金	4,030,728	買 掛 金	213,268
受 取 手 形	37,531	未 払 金	22,757
電 子 記 録 債 権	110,362	未 払 法 人 税 等	205,226
売 掛 金	2,888,782	賞 与 引 当 金	68,238
商 品 及 び 製 品	233,200	設 備 関 係 未 払 金	6,968
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	612,597	そ の 他	34,476
前 払 費 用	11,037	固 定 負 債	2,073,938
未 収 消 費 税 等	374,458	長 期 未 払 金	180,882
そ の 他	8,070	繰 延 税 金 負 債	1,852,871
固 定 資 産	8,561,721	資 産 除 去 債 務	40,185
有 形 固 定 資 産	122,684	負 債 合 計	2,624,874
建 物	46,918	(純資産の部)	
機 械 及 び 装 置	6,564	株 主 資 本	9,605,959
車 両 運 搬 具	1,221	資 本 金	1,283,196
工 具、器 具 及 び 備 品	67,979	資 本 剰 余 金	1,026,909
無 形 固 定 資 産	48,624	資 本 準 備 金	1,026,909
ソ フ ト ウ エ ア	37,812	利 益 剰 余 金	8,374,612
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	10,345	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,374,612
電 話 加 入 権	466	別 途 積 立 金	4,900,000
投 資 そ の 他 の 資 産	8,390,412	繰 越 利 益 剰 余 金	3,474,612
投 資 有 価 証 券	8,341,863	自 己 株 式	△1,078,759
長 期 前 払 費 用	8,017	評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,541,799
差 入 保 証 金	36,562	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,537,617
そ の 他	3,969	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4,182
資 産 合 計	16,868,491	新 株 予 約 権	95,857
		純 資 産 合 計	14,243,616
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	16,868,491

損 益 計 算 書

(自 2021年 4 月 1 日)
(至 2022年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		18,714,378
売 上 原 価		16,524,063
売 上 総 利 益		2,190,314
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		988,437
営 業 利 益		1,201,877
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	40	
受 取 配 当 金	130,862	
為 替 差 益	1,248	
雑 収 入	5,801	137,953
営 業 外 費 用		
雑 損 失	0	0
経 常 利 益		1,339,829
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,158	1,158
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	820	820
税 引 前 当 期 純 利 益		1,340,167
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	335,201	
法 人 税 等 調 整 額	30,764	365,965
当 期 純 利 益		974,201

株主資本等変動計算書

(自 2021年 4 月 1 日)
(至 2022年 3 月31日)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	1,283,196	1,026,909	－	1,026,909	4,900,000	2,977,256	7,877,256
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額							
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	1,283,196	1,026,909	－	1,026,909	4,900,000	2,977,256	7,877,256
当 期 変 動 額							
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			△10,793	△10,793			
剰 余 金 の 配 当						△466,051	△466,051
自己株式処分差損の振替			10,793	10,793		△10,793	△10,793
当 期 純 利 益						974,201	974,201
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	497,356	497,356
当 期 末 残 高	1,283,196	1,026,909	－	1,026,909	4,900,000	3,474,612	8,374,612

項目	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△1,212,677	8,974,685	4,117,311	3,837	4,121,148	153,750	13,249,584
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額		－					－
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	△1,212,677	8,974,685	4,117,311	3,837	4,121,148	153,750	13,249,584
当 期 変 動 額							
自 己 株 式 の 取 得	△103	△103					△103
自 己 株 式 の 処 分	134,021	123,227					123,227
剰 余 金 の 配 当		△466,051					△466,051
自己株式処分差損の振替		－					－
当 期 純 利 益		974,201					974,201
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			420,306	345	420,651	△57,892	362,758
当 期 変 動 額 合 計	133,917	631,273	420,306	345	420,651	△57,892	994,032
当 期 末 残 高	△1,078,759	9,605,959	4,537,617	4,182	4,541,799	95,857	14,243,616

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

日本高純度化学株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 高 弘
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 倉 持 直 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本高純度化学株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

日本高純度化学株式会社 監査役会
常勤監査役 山 本 徳 男 ㊞
監 査 役 徳 岡 浩 ㊞
監 査 役 横 松 勝 巳 ㊞

(注) 監査役全員（3名）は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場のご案内

会場

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン
3階 「カシオペア」
電話 03-3980-1111 (代)

交通

池袋駅

- ・ JR山手線、埼京線
- ・ 東京メトロ丸ノ内線、有楽町線、副都心線
- ・ 東武東上線
- ・ 西武池袋線

- ① 南口より徒歩2分
- ② JR線メトロポリタン口より徒歩1分
- ③ 西口より徒歩3分
- ④ 副都心線2a出口より徒歩3分



新型コロナウイルス等の感染予防に関するお知らせ

多くの株主様が集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。株主様の議決権はご出席いただく他に、書面（郵送）又はインターネット等によって行使することができますので、是非ご利用をご検討ください。また、ご出席の株主様は、マスクのご着用等、ご自身及び周囲への感染予防の配慮をお願いいたします。今後の状況により本総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

日本高純度化学株式会社

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンでご案内します。
右図を読み取りください。



UD
FONT

